

指定居宅介護支援 利用料金説明書

要介護認定を受けられた方は、1から3の費用は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、介護保険適用の場合でも保険料の滞納により、支援事業者に直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき要介護度に応じての利用料を全額お支払いいただき、当支援事業者からサービス提供証明書が発行されます。サービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、保険給付分の払戻しを受けられます。

□ 基本利用料 加算 減算の説明

1. 居宅介護支援費 I

居宅介護支援費 (i)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が1~44件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費 (ii)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が45~59件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費 (iii)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

【※長野市地域加算10.21を乘じます】

居宅介護支援費 II（ケアプランデーター連携システムの活用及び事務職員の配置）

居宅介護支援費 (i)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が1~49件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費 (ii)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が50~59件	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援費 (iii)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が60件以上	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

【※長野市地域加算10.21を乘じます】

2. 特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ 519 単位/月	加算Ⅱ 421 単位/月	加算Ⅲ 323 単位/月	加算(A) 114 単位/月
①	専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上
③	概ね週1回程度、利用者に関する情報共有等を目的とした会議を開催。	○	○	○	○
④	24時間での連絡、相談が可能な体制を確保。	○	○	○	○ 連携でも可
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～5占める割合が4割以上。	○			
⑥	当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施。	○	○	○	○ 連携でも可
⑦	地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合においても、困難事例に係る者に居宅介護支援を提供。	○	○	○	○
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。	○	○	○	○
⑨	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適応を受けていないこと。	○	○	○	○

⑩	介護支援専門員 1 人（常勤換算）あたりの利用者数（介護予防含む）が 45 件未満（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は 50 件未満）	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。（平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	○	○	○	○ 連携でも可
⑫	他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会を実施。	○	○	○	○ 連携でも可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	○	○	○	○

3. 加算

初回加算	以下の①～③のいずれかの要件を満たすこと。 ①新規に居宅サービス計画を作成した場合。 ②要支援者が要介護認定を受けた場合。 ③要介護状態区分が 2 区分以上変更となった場合に居宅サービスを作成する場合。	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合。 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	250 単位 /月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（3 日以内）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	200 単位 /月
イ) 退院・退所加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること。	450 単位 /回
ロ) 退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより 1 回受けていること。	600 単位 /回

ハ) 退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること。	600 単位 /回
ニ) 退院・退所加算 (III) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること。	750 単位 /回
ホ) 退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること。	900 単位 /回
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定。	400 単位 /月
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1人につき1月に2回を限度。	200 単位 /回
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。利用者一人につき、1月に1回の算定を限度とする。	50 単位 /月
特定事業所医療介護連携加算	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上。 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定。 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること。 	125 単位 /月
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域(※)に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、居宅介護支援を行った場合。</p> <p>※離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特別農山村地域、過疎地域、沖縄離島</p>	所定単位数の5%加算

【※長野市地域加算10.21を乘じます】

4. 居宅介護支援費(減算)

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (対象:指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)。	1月につき200単位減算
運営基準減算	<ul style="list-style-type: none"> 適正な居宅介護支援が提供できていない場合。 運営基準減算が2月以上継続している場合。 	基本単位数の50%に減算 所定単位数を算定しない

高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>虐待の発生またはその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための対策検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待防止のための指針を整備。 ・従業者に対し研修を実施。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く。 	所定単位数の 1. 0 %減算
業務継続計画未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 	所定単位数の 1. 0 %減算 (令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない。)
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者。 ・指定居宅介護支援事業所における 1 月あたりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者。 	所定単位数の 9.5 %を算定